

学習するためのポイント

国民年金制度にかかる費用は、主に、**保険料**、**国庫**、**基礎年金拠出金**（厚生年金保険が拠出するもの）によって賄われています。本章では、①、②、③で保険料について学び、続いて、④で国庫負担について学習した後、⑤で基礎年金拠出金について学習します。また、積立金の運用益も、費用として用いられているので、⑥で積立金の運用について学習します。

1 保険料**(1) 保険料の徴収****保険料の徴収**

★★★ check ■■■■■

- ① 政府は、国民年金事業の費用に充てるため、保険料を徴収します。
- ② 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる**各月**につき、徴収するものとします。

法87条1項・2項

第2号被保険者及び第3号被保険者の扱い

第2号被保険者及び第3号被保険者としての被保険者期間については、政府は保険料を徴収せず、これらの被保険者は保険料を納付することを要しません。

法94条の6

保険料の額

★★★★ check ■■■■■

保険料の額は、年度ごとにあらかじめ定められた額（「法定額」とします）に保険料改定率を乗じて得た額です。

端数処理

算定した額に5円未満の端数が生じたときは切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときは10円に切り上げます。

令和7年度の保険料額 = 17,510円

法87条3項



保険料改定率

★★★★★ check ■■■■■

令和7年度における**保険料改定率**は**1.030**です。

改定 保険料改定率は、毎年度、当該年度の**前年度の保険料改定率**に**名目賃金変動率**を乗じて得た率を基準として改定します。

法87条3項・5項、国民年金法による改定率の改定等に関する政令2条

名目賃金変動率

名目賃金変動率とは、次の「①×②」の率です。

- ① 当該年度の初日の属する年の**3年前**の年の物価指数に対する当該年度の初日の属する年の**前々年**の物価指数の比率 (**2年前の物価変動率**)
- ② 当該年度の初日の属する年の**4年前の年度の実質賃金変動率**

法87条5項

改定の措置は何で定められるか？

保険料改定率の改定の措置は、政令で定めます。

法87条6項

保険料の額

	保険料額(法定額)	保険料改定率	実際の保険料額
平成17年度	13,580円	1	13,580円
平成18年度	13,860円	1	13,860円
平成19年度	14,140円	0.997	14,100円
平成30年度	16,900円	0.967	16,340円
令和元年度	17,000円	0.965	16,410円
令和5年度	17,000円	0.972	16,520円
令和6年度	17,000円	0.999	16,980円
令和7年度	17,000円	1.030	17,510円

法87条5項、国民年金法による改定率の改定等に関する政令2条

